



平成30年8月10日
内閣府（防災担当）

平成30年7月豪雨による災害に係る 被災者生活再建支援法の適用について（福岡県）

- 平成30年7月豪雨による災害について、福岡県から、住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。
- 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等については、申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度に応じて基礎支援金が、住宅の再建方法に応じて加算支援金が、公益財団法人都道府県センターから支給される。

該当区域	支援法 適用日	適用基準 (支援法施行令)	住宅被害(世帯)		
			全 壊	半 壊	床上浸水
久留米市 (くるめし)	7月5日	第1条第1号	0	0	499

注：上記の数値は平成30年8月6日（月）15時00分現在の福岡県からの報告による。同数値は今後の調査によって変動することがある。

<参考>

1. 支援金支給の仕組み（法第18条）

被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給する制度であり、その1/2については国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害（施行令第1条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第1号（災害救助法施行令第1条第1項第1号に該当する被害が発生した市町村における自然災害）に該当することによる。

- ◆ 久留米市の人口は、304,552人（平成27年国勢調査による。）であり、人口300,000人以上であることから滅失150世帯以上で第1号に該当。
（「滅失1世帯」＝全壊1世帯＝半壊2世帯＝床上浸水3世帯）

（福岡県においても同時発表。）

本件問合せ先 内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（事業推進担当）付 横沢、上田 TEL 03-5253-2111（内線51403） 03-3501-5696（直通）

平成30年7月豪雨による災害に係る
被災者生活再建支援法の適用団体一覧
(平成30年8月10日(金曜)11時00分現在)

【 該当区域 】	【 適用基準 】 (支援法施行令)	【 適用日(決定日) 】
岐阜県(1市) 関市 <small>せきし</small>	第1条第1号	7月8日 (7月13日)
京都府(2市) 福知山市 <small>ふくちやまし</small> 綾部市 <small>あやべし</small>	第1条第1号 第1条第6号	7月5日 (8月7日) 7月5日 (7月9日)
兵庫県(2市) 神戸市 <small>こうべし</small> 宍粟市 <small>しそし</small>	第1条第2号 第1条第6号	7月5日 (7月26日) 7月5日 (7月9日)
島根県(2市町) 江津市 <small>こうつし</small> 邑智郡川本町 <small>おおちぐんかわもとまち</small>	第1条第1号 第1条第2号	7月6日 (7月12日) 7月6日 (7月17日)
岡山県(県内全域) (27市町村)	第1条第3号	7月5日 (7月14日)
広島県(県内全域) (23市町)	第1条第3号	7月5日 (7月13日)
山口県(1市) 岩国市 <small>いわくにし</small>	第1条第1号	7月6日 (7月13日)

【 該当区域 】	【 適用基準 】 (支援法施行令)	【 適用日(決定日) 】
愛媛県(県内全域) (20市町)	第1条第3号	7月5日 (7月26日)
高知県(3市町)		
宿毛市 <small>すくもし</small>	第1条第6号	7月8日 (8月1日)
香南市 <small>こうなんし</small>	第1条第6号	7月6日 (8月1日)
幡多郡大月町 <small>はたぐんおおつきちょう</small>	第1条第6号	7月8日 (7月25日)
福岡県(4市)		
北九州市 <small>きたきゅうしゅうし</small>	第1条第2号	7月5日 (8月2日)
久留米市 <small>くろめし</small>	第1条第1号	7月5日 (8月9日)
飯塚市 <small>いづかし</small>	第1条第1号	7月5日 (7月12日)
嘉麻市 <small>かまし</small>	第1条第6号	7月5日 (7月13日)

【適用団体】 10府県、85市町村